

ID: 5191

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	決算報告の承認		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第42条		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条の規定による。 (決算報告)</p> <p>第42条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	年 月 日